

又は「介護福祉士」としての資格が与えられなかつた後の期間
(b) 日本国における一時的な滞在の間に、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて「看護師」又は「介護福祉士」として業務に従事しようとする者であること。
注釈(略)

4 (a) 日本国は、1又は2の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可されるインドネシアの自然人の年間の最大人数を決定することができる。
(b) 日本国は、この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在の許可に基づき日本国に滞在するインドネシアの自然人の最大人数を決定することができる。

(c) 日本国の社会又は労働市場に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合には、日本国は、(a)又は(b)に規定する人数に関して必要と認める他の決定、この節の規定に基づく約束の実施の停止を含む)を行うことができる。
(d) 日本国政府は、(a)、(b)又は(c)の規定に従って行われる決定を、当該決定の実施の前に、インドネシア政府に対し通報する。

(5)、6、略

7 1(d)に規定する「看護師」の監督の下での研修及び病院、2(d)に規定する「介護福祉士」の監督の下での研修及び介護施設、並びに1(d)、2(d)及び3(b)に規定する個人的な契約及び日本国にある公私の機関については、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たすものとする。

8 1から3までの規定の適用上、インドネシア政府は、次の事項を行う。

(a) インドネシア海外労働者派遣・保護庁によって実施された募集過程を経たインドネシアの自然人(1から3までの規定の条件を満たす者に限る)のみを指名すること。

(b) 指名されたインドネシアの自然人並びに公私の機関の名称及び住所を、日本国政府が要求する他の情報とともに、外交上の経路を通じて、日本国政府に対し書面により通報すること。
第二編 インドネシアの特定の約束

第一節 日本国の短期の商用訪問者

第二節 日本国の企業内転勤者

第三節 日本国の投資家

第四節

インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する日本国の自然人

第五節

インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する日本国の自然人

付書書二(略)

9.11 投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定(日中投資保護協定)

署名 一九八八年八月二七日(北京)
効力発生 一九八九年五月一四日
日本国 一九八九年四月二二日国会承認 四月一四日通告交換、五月二二日公布(条約第三号)

日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の経済的協力を強化することを希望し、投資に関連する事業活動及び投資財産について良好な待遇及び保護を与えることを通じて、それぞれの国民及び会社による他方の国の領域内における投資のための良好な条件を作り出すことを意図し、投資の奨励及び相互保護が、両国間の経済及び技術の交流を促すこととなることを認識し、両国政府の代表の交渉を経て、次のとおり協定した。

第一条(用語の定義) この協定の適用上、

- (i) 「投資財産」とは、一方の締約国の国民又は会社により他方の締約国の領域内において、投資の時点において当該他方の締約国の法令に従って、又はこれに違反しないで投資の対象とされるものを含むすべての種類の資産をいう。
- (a) 株式及びその他の形態の会社の持分
- (b) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (c) 動産及び不動産に関する権利
- (d) 特許権、商標権、営業用の名称及びサービス・マークに関する権利その他の工業所有権並びにノウハウに関する権利

(その換価又は移転に当たって用いる外国為替相場は、補償の価格が決定された日の相場によるものとする。)

4 いずれか一方の締約国の国民及び会社で、その投資財産及び利益が取用、国有化又は取用若しくは国有化と類似の効果をもつ他の措置の対象となつたものは、これらの措置及び補償の価額に関して、これらの措置をとつた他方の締約国の関係法令に従って当該他方の締約国の管轄裁判所の裁判を受け、又は権限のある行政機関に対して申立てをする権利を有する。

5 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し1から4までに定める事項に関して与える待遇は、第三国の国民及び会社と与える待遇よりも不利な待遇であつてはならない。

第六条(国家緊急事態による損害の補償) いずれか一方の締約国の国民及び会社で、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は国家緊急事態により投資財産、利益又は投資に関連する事業活動に関して損害を被つたものは、当該他方の締約国が当該敵対行為の発生又は国家緊急事態に関連して何らかの措置をとる場合には、第三国の国民及び会社と与える待遇よりも不利な待遇を与えられる。

第七条(権利又は請求権の国家への移転) いずれか一方の締約国が、自国の国民又は会社に対し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び利益に関して引き受けた保証に基づき支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた投資財産及び利益に対する当該国民又は会社の権利又は請求権の移転については、当該国民又は会社の権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国による代位を承認する。権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国に対し支払われる資金の移転については、第五条2から5まで

(e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利

(2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。

(3) 「国民」とは、一方の締約国に関しては、当該一方の締約国の国籍を有する自然人をいう。

(4) 「会社」とは、

(a) 日本国に関しては、有限責任のものであるかいか、法人格を有するものであるかいか、また、金銭的利益を目的とするものであるかいかを問わず、社団法人、組合、会社及び団体をいう。
(b) 中華人民共和国に関しては、企業その他の経済組織及び団体をいう。
一方の締約国の関係法令に基づいて設立され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。
自国の領域内において、他方の締約国の国民及び会社による投資をできる限り助長し、かつ、自国の関係法令に従って許可する。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、第三国の国民及び会社と与えられる待遇よりも不利な待遇を与えられる。
第三条(投資財産等に対する最恵国待遇と内国民待遇) いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し投資財産、利益及び投資に関連する事業活動に関して与える待遇は、第三国の国民及び会社と与える待遇よりも不利な待遇であつてはならない。

2 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し投資財産、利益及び投資に関連する事業活動に関して与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社と与える待遇よりも不利な待遇であつてはならない。

3 この条にいう「投資に関連する事業活動」は、次のものを含む。

(a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のための適当な施設の維持

(b) 自己の設立し、又は取得した会社の支配及び経営

(c) 専門家、技術者、高級職員及び弁護士を含む)その他の労働者の雇用及び解雇

第四条(裁判を受ける権利) いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し自己の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社と与える待遇よりも不利な待遇であつてはならない。

第五条(財産の保護、取用の補償) 1 いずれの一方の締約国の国民及び会社は、投資財産及び利益も、他方の締約国の領域内において、不測の保護及び保障を受ける。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、公差のため、かつ、法令に従つてとられるものであり、差別的なものでなく、また、補償を伴うものである場合を除くほか、取用、国有化又は取用若しくは国有化と類似の効果をもつその他の措置の対象としてはならない。

3 2にいう補償は、2にいう取用、国有化又は取用若しくは国有化と類似の効果をもつその他の措置が置かれたであろう財産状況と同一の状況に当該国民及び会社を置くものでなければならない。補償は、遅滞なく行われなければならない。補償は、実際に換価をすることができるもので行われなければならない。かつ、補償の移転は、自由でなければならない。

及び次条の規定を準用する。

第八条 支払い、送金等の自由 1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国により、両締約国の領域の間及び当該他方の締約国の領域と第三国の領域との間に行われる支払、送金及び投資財産の清算の価額を含む金証証券又は資金の移転の自由を保証される。

2 1の規定は、いずれか一方の締約国が、自国の関係法令に従い、為替制限を課することを妨げるものではない。

第九条 効力発生前の取得財産への適用 この協定は、いずれか一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益で、この協定の効力発生前一九七二年九月二十九日以後に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

第一〇条 外交関係又は領事関係 この協定は、両締約国間の外交関係又は領事関係の有無にかかわらず適用する。

第一一条 投資紛争の解決 1 いずれか一方の締約国の国民又は会社による他方の締約国の領域内における投資に関する当該国民又は会社と当該他方の締約国との間の紛争は、可能な限り、紛争の当事者間の友好的な協議により解決される。

2 第五条3にいう補償の価額に関するいずれか一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国その他の当該他方の締約国の法令により補償の義務を負う者との間の紛争が、いずれか一方の当事者が紛争の解決のための協議の申入れを行った日から六箇月以内には解決されない場合は、その紛争は、当該国民又は会社の要請に基づき、一九六五年三月一八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)を参考として設けられる調停委員会又は仲裁委員会に付託されるものとする。その他の事項

に関するいずれか一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国との間の紛争は、両当事者間の合意により、前記の調停委員会又は仲裁委員会に付託される。当該国民又は会社は、当該他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めている場合には、紛争を仲裁に付託することができない。

3 2に規定する仲裁委員会が、いずれか一方の当事者が他方の当事者から2に規定する紛争の仲裁を要請する通知を受領した日から六〇日の期間内に各当事者が任命する各一人の仲裁人と、このようにして選定された二人の仲裁人がその後の九〇日の期間内に合意する仲裁委員長となるいずれの締約国の国民でもない第三の仲裁人と三人の仲裁人から成る。

4 各当事者の任命した仲裁人が3に規定するその後の九〇日の期間内に第三の仲裁人について合意しなかった場合には、いずれか一方の当事者が、両当事者があらかじめ合意する第三者に対し、両締約国が共に外交関係を有する第三国の国民である第三の仲裁人を任命するよう要請する。

5 仲裁手続は、仲裁委員会がワシントン条約を参考として定める。

6 仲裁委員会の決定は、最終的なものとし、拘束力を持っている。仲裁委員会の決定の執行は、執行が決定されている領域の属する国で適用されている仲裁決定の執行に関する法令に従って行われる。仲裁委員会は、その決定の根拠を陳述し、かつ、いずれか一方の当事者の要求に応じその理由を明らかにしなければならない。

7 各当事者は、自己が任命した仲裁人に係る費用及び自己が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両当事者が折半して負担する。

8 2に規定する仲裁委員会への付託が行われた場合には、当該案件につき国家間の請求を行うことができない。

項に関するいずれか一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国との間の紛争は、両当事者間の合意により、前記の調停委員会又は仲裁委員会に付託される。当該国民又は会社は、当該他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めている場合には、紛争を仲裁に付託することができない。

3 2に規定する仲裁委員会が、いずれか一方の当事者が他方の当事者から2に規定する紛争の仲裁を要請する通知を受領した日から六〇日の期間内に各当事者が任命する各一人の仲裁人と、このようにして選定された二人の仲裁人がその後の九〇日の期間内に合意する仲裁委員長となるいずれの締約国の国民でもない第三の仲裁人と三人の仲裁人から成る。

4 各当事者の任命した仲裁人が3に規定するその後の九〇日の期間内に第三の仲裁人について合意しなかった場合には、いずれか一方の当事者が、両当事者があらかじめ合意する第三者に対し、両締約国が共に外交関係を有する第三国の国民である第三の仲裁人を任命するよう要請する。

5 仲裁手続は、仲裁委員会がワシントン条約を参考として定める。

6 仲裁委員会の決定は、最終的なものとし、拘束力を持っている。仲裁委員会の決定の執行は、執行が決定されている領域の属する国で適用されている仲裁決定の執行に関する法令に従って行われる。仲裁委員会は、その決定の根拠を陳述し、かつ、いずれか一方の当事者の要求に応じその理由を明らかにしなければならない。

7 各当事者は、自己が任命した仲裁人に係る費用及び自己が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両当事者が折半して負担する。

8 2に規定する仲裁委員会への付託が行われた場合には、当該案件につき国家間の請求を行うことができない。

きない。

第二二条 締約国国民が実質的利益を有する第三国会社の保護 1 いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する第三国の会社は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国と当該第三国との間の国際協定で投資及び投資財産の保護に関するものが効力を有している場合を除き、次の待遇を与えられる。

1 第二条、第三条、第五条1から4まで、第六条及び第九条に定める事項に関し、第三国の国民又は会社が実質的な利益を有するその他の第三国の会社が当該他方の締約国の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇。

2 第三条、第五条1から4まで、第六条及び第九条に定める事項に関し、当該他方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する第三国の会社が当該他方の締約国の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇。

第一三条 協定の解釈適用に関する紛争の解決 1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国の行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、また、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈は適用に関する両締約国間の紛争で外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六〇日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員となるいずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。

3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の九〇日の期間内に第三の仲裁委員について合意

しなかった場合は、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。

5 仲裁手続は、仲裁委員会が定める。

6 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が折半して負担する。

第一四条 合同委員会 1 両締約国は、この協定の実施状況及び両国間の投資に関連する問題の検討を行うこと、及び外国投資の受入れに関するいずれか一方又は双方の国の法制度又は政策の進展に関連して、この協定の運用及びこれに関連する事項について協議を行うこと並びに、必要な場合には、両締約国の政府に対し適当な勧告を行うことを目的として、両締約国の政府の代表から成る合同委員会を設置する。合同委員会は、いずれか一方の締約国の要請により、東京又は北京で交互に会合する。

第一五条 効力発生、期間、終り 1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要と認める手続がそれぞれのある国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この協定は、一〇年の期間効力を有するものとし、その後において、2に定めるところにより終了する時まで効力を存続する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の一〇年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に一五年の期間効力を存続する。

一九八八年八月二七日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

議定書

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定(以下協定という。)に署名したに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 権利のいかなる規定も、著作権に関し、いかなる権利も許与し、又はいかなる義務も課するものと解してはならない。

2 協定のいかなる規定も、工業所有権の保護に関する一八八三年三月二〇日のパリ条約の規定又は同条約の規定でその後改正された規定が両締約国間で効力を有する限り、当該規定によりいずれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

3 協定第三条2の規定の適用上、いずれか一方の締約国が、関係法令に従って、公の秩序、国の安全又は国民経済の健全な発展のため社に必要の場合において他方の締約国の国民及び会社に差別的な待遇を与えることは、不利な待遇とみなしてはならない。

4 協定第三条2の規定は、いずれか一方の締約国が自国の領域内における外国人及び外国会社の活動に関して特別の手続を定めることを妨げるものではない。ただし、当該手続は、同条2に定める権利を実質的に害するものであってはならない。

5 いずれの一方の締約国も、投資を行うこと及び投資に関連する事業の活動を行うことを目的として自国の領域内に入国し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国民の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

6 協定第三条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、相互主義に基づき、又は二重課税の回避のため若しくは脱税の防止のための協定により租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

7 協定第八条2の規定は、いずれか一方の締約国が、為替制限に関して国際通貨基金協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

8 協定第一条1の規定は、いずれか一方の締約国の国民又は会社が他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることができることを妨げるものと解してはならない。

9 協定第一二条にいう「実質的な利益」とは、会社を支配し、又はこれに決定的な影響力を及ぼすことを許すような程度の利益をいう。いずれか一方の締約国の国民又は会社が有する利益が実質的な利益に当たるか当たらないかは、個々の場合において両締約国間の協議によって決定される。

日中投資保護協定に関する合意された議事録

署名 名 一九八八年八月二七日(北京)
日本国 一九八九年五月一二日(外務省告示第一二七号)

下名は、本日署名された投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定(以下協定という。)の交渉において到達した次の了解を記録する。

1 いずれか一方の締約国の国民又は会社が、他方の締約国の領域内において、設立の時点において当該他方の締約国の法令に従って、又はこれに違反しないで設立する駐在員事務所に係る資産は、協定の保

- 護を受けることが確認される。
- 2 両締約国は、協定第三条2にいう「不利な待遇」には、次の活動を制限し又は妨害する措置を差別的にすることが含まれることを確認する。
- 原材料若しくは補助的な物資、電力若しくは燃料又はすべての種類の生産若しくは操業の手段の購入、国内又は国外における製品の販売、国内又は国外における資金の借入れ、技術の導入及び国外における支店又は駐在事務所の設定
- この2は、協定の議定書3の規定の適用に影響を及ぼすものではない。
- 3 協定第五条に關し、同条3に規定する補償は、取用、国有化又は取用若しくは国有化と類似の効果を有するその他の措置が公表された時と当該措置がとられた時とのいずれか早い方の時における投資財産及び収益の価額に相当する価額に支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付したものであることが確認される。
- 4 協定第五条3にいう「遅滞なく」とは、価額、支払方法等の決定に合理的期間を要することを排除するものではない。

9 12 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定(日本・パプアニューギニア投資協定)(抄)

署名 二〇二一年四月二十六日

- 合には、当該義務を遵守する。
- 4 各締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一層整備するために適当な措置をとる。この点に關し、各締約国は、投資活動並びに投資財産の設立、取得及び拡張に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する自国の制限的な措置であつてこの協定の効力発生の日に存在するものを削減し、又は撤廃するよう努める。
- 第五条裁判所の裁判を受ける権利(略)
- 第六条特定措置の履行要求の禁止 1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。
- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを提供すること。
 - (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
 - (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業者から物品若しくはサービスを購入すること。
 - (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額又は当該投資家の投資財産に關連する外国為替の流入の量と何らかの形で關連付けること。
 - (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額又は外国為替収入と何らかの形で關連付けることにより制限すること。
 - (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
 - (g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。
 - (i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として課され、又は強制される場合
 - (ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附屬書1C知的所有権の貿易關連の側面に関する協定に反しない方法で行われる知的財産権の移転に關するものである場合
 - (iii) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けて事業本部を設置すること。
 - (iv) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
 - (v) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
 - (vi) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。
- 2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に關し、利益の享受又はその継続のための条件として、1(g)から(k)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。
- 第七条(透明性)
- 第八条(公衆による意見提出の手續)
- 第九条(腐敗行為の防止に關する措置)(略)
- 第一〇条(入国、滞在及び居住)
- 第一一条(取用及び補償) 1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の取用若しくは国有化又はこれに対する取用若しくは国有化と同等の措置(以下「取用」という)を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。
- (a) 公共の目的のためであること。
 - (b) 差別的なものでないこと。
 - (c) 2から4までの規定に従つて迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

効力発生 二〇二四年一月十七日
 日本国 二〇二三年二月十八日公文交換、二二
 月二〇日公布(条約第二号)

前文(略)

この協定の適用上、

- (1) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配される全ての種類の資産をいい、次のものを含む。
 - (a) 企業及び企業の支店
 - (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分(その持分から派生する権利を含む。)
 - (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証券(その債務証券から派生する権利を含む。)
 - (d) 契約完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権利
 - (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
 - (f) 知的財産権、著作権及び關連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に關する権利を含む。)
 - (g) 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。)
 - (h) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わず。)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の關連する財産権
- 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

- (a) 締約国の關係法令によりその国籍を有する自然人
 - (b) 締約国の企業
 - (3) 「締約国の企業」とは、有限責任のものであるか、法人格を有するものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、締約国の關係法令に基づいて適正に設立される公私の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む)をいう。
 - (4) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。
 - (5) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(a)当該締約国の領域並びに(b)國際法に従い当該締約国が主權的権利又は管轄權を行使する排他的經濟水域及び大陸棚をいう。
 - (6) 「自由利用可能通貨」とは、國際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。
 - (7) 「世界貿易機關設立協定」とは、一九九四年四月一日にマラケシュで作成された世界貿易機關を設立するマラケシュ協定をいう。
- 第二條(最惠国待遇)(略)
- 第三條(内国民待遇)(略)
- 第四條(一般の待遇及び投資環境の整備) 1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、國際法に基づく待遇(公正かつ公平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む)を与え、
- 2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。
- 3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に關して義務を負ふこととなつた場合、
- (d) 正当な法的手続及び第四条の規定に従つて実施するものであること。
 - 2 補償は、取用が公表された時又は取用が行われた時のいずれか早い方の時における取用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、取用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。
 - 3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含める。当該補償については、實際に換換すること、自由に移転すること並びに取用の日の市場における為替相場により關連する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるとする。
 - 4 取用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事業及び補償の額に關し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、取用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機關に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十六条の規定の適用を妨げない。
- 第一二條(争乱からの保護)(略)
- 第一三條(代位)(略)
- 第一四條(資金の移転)(略)
- 第一五條(両締約国間の紛争の解決) 1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に關して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに關する協議のための適当な機会を与える。
- 2 この協定の解釈又は適用に關する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三〇日の期間内に各締約国が任命する各一